主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

抗告代理人は「原決定を取消す。相手方の東京都品川区 a b 丁目 c 番の d の宅地百六坪八合一勺のうち東側五十七坪五合に対する相手方の占有を解いて、抗告人の委任する東京地方裁判所執行吏にその保管を命ずる。執行吏はその現状を変更しないことを条件として、相手方にその使用を許さなければならない。

いことを条件として、相手方にその使用を許さなければならない。 但し、この場合に、執行吏はその保管に係ることを公示するため適当の方法をとり、相手方はその占有を他人に移転し、又はその占有名義を変更してはならない。」との裁判を求め、その理由として、別紙記載のとおり主張した。

故に抗告人の右賃借の申立が有効であることを前提とする本件仮処分の申請は、 その余の点についての判断をなすまでもなく失当であるから、これを棄却した原決 定は相当で、本件抗告は理由がないから、本件抗告を棄却し、主文のように決定な る。

(裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三)